

## 宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 感謝状贈呈規程

第1条 この規程は、宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部規程第3条に基づき、本県知的障害教育の振興に功績顕著な個人に部長名をもって感謝状を贈呈する。

第2条 感謝状の贈呈要件

1. 本専門部の部長を務め、その任を終えたもの。
2. その他本専門部の活動の促進、運営等に貢献したもの。

第3条 感謝状の贈呈は、部長が行う。

第4条 感謝状贈呈者の選考は、常任運営委員会が行う。

第5条 贈呈者には、感謝状及び記念品を贈呈する。

第6条 感謝状贈呈の時期は、本専門部長が必要と認めたとき随時行うことができる。

附 則 この規程は、昭和63年12月1日より施行する。

平成 7年 6月 2日	一部改正	平成11年 2月17日	法令変更による一部改正
同10年 2月17日	一部改正	同11年 4月 1日	実施
同10年 6月19日	実施		

## 宮城県特別支援教育研究会知的障害教育専門部 感謝状贈呈規程内規

第2条の内規

2. その他本専門部の活動の促進、運営等に貢献したもの。  
運営委員、専門委員を3年以上務めた方